

公社等外郭団体改革実施計画

<対象団体>

一般社団法人 高知県森林整備公社

高知県土地開発公社

高知県住宅供給公社

平成27年12月

高知県公社等改革推進会議

重点的に改革を進める団体の基本的な方向 一覧

団体名	基本的な方向	掲載ページ
一般社団法人高知県森林整備公社	借入金に依存しない長期的な経営収支の改善（事業活動収支額黒字化の常態化）	1
高知県土地開発公社	秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提に公社の在り方を検討	3
高知県住宅供給公社	健全経営を確保しながら、公営住宅や利便施設の管理運営業務を主体に行うとともに、新たな公社の役割を検討	4

○一般社団法人高知県森林整備公社

取組の方向	概要
<p>・借入金に依存しない長期的な経営収支の改善(事業活動収支額黒字化の常態化)</p>	<p>同公社は、分収林特別措置法に基づき、個人や団体から借り受けた土地に植林し、伐採時に木材販売収入を土地所有者と分けあう分収林事業を行っているが、昨今の木材価格の低迷により、育林経費に係る借入額に見合う売却益が望めない状況であり、公社が抱える負債は平成25年度末で約278億円となっており、抜本的な経営改革が必要になっている。</p> <p>平成23年度には、有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会」により公社の経営改革プランが策定されている。あわせて公社においても、同プランを受けて平成24年度から5箇年の第10期経営計画(平成24～28年度)を策定し、経営改革を進めている。</p> <p>今後も第10期経営計画に基づき、事業手法の見直しや分収割合の見直し等により引き続き取り組み、積極的に経営改革を進め、平成23年度から継続して達成している「事業活動収支の黒字化」を継続していく。</p> <p>なお、平成29年度からの第11期経営計画(平成29～33年度)についても、同プランに沿った計画を策定し、経営改革に引き続き取り組み、借入金に依存しない長期的な経営収支の改善に向けた事業活動収支の黒字の継続を目指していく。</p> <p>また、全国の林業公社が同様の問題を抱えているため、他の府県とも連携しながら、国に対してさらなる公社支援策の提案を行う等、公社の経営問題の解決に取り組む。</p>

【実施計画】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1. 第10期経営計画の取り組み	(1) 事業手法の見直し (複数年管理委託の推進)		→			
	(2) 分収割合の見直し		→			
	(3) 「非経済林」の契約解除に向けた取り組み		→			
	(4) 事業活動収支の黒字化		→			
	(5) 組織体制の見直し		→			
2. 平成28年度以降は、「改革プラン」に沿った第11期経営計画の策定及びそれに基づく経営改革の取り組み	(1) 第11期経営計画の策定		→	↓		
	(2) 複数年管理委託の推進		→	↓		
	(3) 分収割合の見直し		→	↓		
	(4) 「非経済林」の契約解除に向けた取り組み		→	↓		
	(5) 事業活動収支の黒字継続		→	↓		
	(6) 組織体制の見直し		→	↓		
3. 高知県の取組	(1) 国への政策提言					
	(2) 経営改革への支援					

【取組の目標・内容】

1. 第10期経営計画の取り組み

「高知県森林整備公社の経営改革プラン」(平成24年2月20日高知県森林整備公社経営検討委員会作成)により、公社の長期負債について、継続的に解決していく旨提言がなされたことから、第10期経営計画を策定し、以下の取組を進めている。

- (1) 事業手法の見直し(複数年管理委託の推進) 目標数値(目標年度): 100ha(H28)
利用間伐等森林整備事業は主に請負契約で対応していることから、公社の発注事務・現地指導等の業務軽減や事業体の計画・実施等の効率化のため、複数年の管理委託による事業の推進
- (2) 分収割合の見直し
長期収支の赤字幅を縮減するために、分収造林契約の分収割合等を変更する協議や変更契約の締結を土地所有者に対し実施
- (3) 「非経済林」の契約解除に向けた取り組み
平成24年度に資産査定したEランク(将来投資額分の収益が見込めない区分)となる「非経済林」の契約解除に向けた取り組み
- (4) 事業活動収支の黒字化 目標数値(目標年度): 19,238千円黒字(H28)
平成23年度から事業活動収支の黒字化を達成しており、今後も維持・継続
- (5) 組織体制の見直し 目標数値(目標年度): 人員12名(H28)

2. 平成28年度以降は、「改革プラン」に沿った第11期経営計画の策定及びそれに基づく経営改革の取り組み

平成24～28年度の第10期経営計画の成果と課題を検証し、第11期経営計画を策定する。

- (1) 第11期経営計画の策定
第10期経営計画の成果と課題を検証するとともに、木材の安定供給に対応した第11期経営計画の策定
- (2) 複数年管理委託の推進
複数年の管理委託による事業の推進
- (3) 分収割合の見直し
分収造林契約の分収割合等を変更する協議や変更契約の締結を土地所有者に対して引き続き実施
- (4) 「非経済林」の契約解除に向けた取り組み
平成28年度に資産査定予定のEランク(将来投資額分の収益が見込めない区分)となる「非経済林」の契約解除及び返還等に向けた取り組み
- (5) 事業活動収支の黒字化
借入金に依存しない長期的な経営収支の改善に向けた事業活動収支の黒字の継続
- (6) 組織体制の見直し
組織体制の見直しの検討

3.高知県の取組

(1) 国への政策提言

他の府県とも連携しながら、国に対して更なる公社支援策の提案を実施

(2) 経営改革への支援

「改革プラン」に沿った経営計画を実行するために必要な支援を実施

○高知県土地開発公社

取組の方向	概要
秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提に公社の在り方を検討	<p>同公社は、昭和48年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立され、公共用地の先行取得などの業務を行ってきたが、近年、地価の下落や公共事業の減少等により先行取得の必要性は薄れてきており、本来の役割は終わっている。</p> <p>また、公社が長期保有している土地のうち最大規模の秦南団地については、利活用策に係る慎重な検討の結果、平成27年度から高知市の消防署用地、病院用地及び都市計画道路用地として順次売却されることとなっている。</p> <p>一方で公社は、現在、国から県に依頼されている「8の字ネットワーク」の用地取得という重要な役割を担っており、今後も同様の依頼が国から県に対して行われることが予想されることから、この役割を担う体制は必要・不可欠である。</p> <p>これらを踏まえ、今後、秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提に公社の在り方の検討を行っていく。併せて、廃止する場合における国の「8の字ネットワーク」の整備に係る用地取得事業の受け皿体制の構築についても検討する。</p>

【実施計画】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1. 保有地の処分	秦南団地	【消防署用地】 →		開署予定		
			【病院用地】 →			開院予定
				【都市計画道路】 →		一部供用予定
	鏡岩・北高見・塩田町・東久万・栗ノ峠団地	利活用及び売却処分の検討・実施			→	
2. 当面の公社経営の確保と機能の維持	経営の確保	国・県事業の受託			→	
	機能の維持 (H28.4.1時点でプロパー職員がいなくなる見込み)	県職員派遣・公社OB等の活用			→	
3. 公社廃止に向けた取組	公社廃止以降の国事業(8の字ネットワークの整備)の受け皿体制の検討・構築	受け皿体制の検討・構築			→	
	公社廃止手続き等の検討・実施	廃止手続き等の検討・実施			→	

※公社の解散の時期は、秦南団地の売却等の内容により変更の可能性あり。

【取組の目標・内容】

1. 保有地処分

公社の廃止を前提とした場合、最終的に保有地を処分できなければ、県が処理すべき債務が発生するため、保有地の処分について、以下のとおり取り組んでいく。

- (1) 秦南団地
 - ① 消防署用地、病院用地、都市計画道路用地として売却予定
 - ② 消防署の建設等、各事業の進捗等を踏まえて各事業者と協議し、売却時期を決定する。
- (2) 鏡岩、北高見・塩田町・東久万・栗ノ峠団地 公共用地等への利活用方策及び売却処分を検討し、実施する。

2. 当面の公社経営の確保と機能の維持

- (1) 経営の確保 国の「8の字ネットワーク」の整備事業や県の都市計画事業等の用地取得事業を受託し、経営の確保を図る。
- (2) 機能の維持 県職員の派遣及び公社OBの活用により、当面の用地取得に対応できる機能の維持を図る。

3. 公社廃止に向けた取組

- (1) 公社廃止以降の国の用地取得事業の受け皿体制の検討・構築
公社廃止後の「8の字ネットワーク」の整備に係る用地取得事業を円滑に推進できる体制を検討し、「8の字ネットワーク」の整備を確実に進捗させることができる体制を構築する。
- (2) 公社廃止手続き等の検討・実施
手続きの内容やスケジュールを確認しながら、適切に廃止手続きを進める。

【取組要旨】秦南団地の売却を進めながら公社は廃止することとし、併せて国の「8の字ネットワーク」の整備に係る用地取得事業の受け皿体制を構築する

○高知県住宅供給公社

取組の方向	概要
健全経営を確保しながら、公営住宅や利便施設の管理運営業務を主体に行うとともに、新たな公社の役割を検討	健全経営を確保しながら、公営住宅や利便施設の管理運営業務を主体に行い、入居者の豊かな暮らしの実現に向けて、福祉分野等の関係機関とも連携し、県営住宅における管理代行業務の充実を図る。 また、行政のスリム化に資する市町村営住宅の管理受託を進めるとともに、南海トラフ地震による被災者の住宅確保支援対策など、県の住宅施策に資する新たな公社の役割やその可能性について検討していく。

【実施計画】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1. 組織・体制の見直し	業務に対応した組織・体制の整備					
2. 事業運営改善計画	①県営住宅の管理代行業務の充実	・自治会活動支援、高齢者の見守り及び滞納者対応等、管理業務の充実				
	②市町村営住宅の管理受託の推進	・県中西部自治体との協議	・管理受託開始を目指す			
		・全市町村への意向調査再実施	・要望自治体との協議			
	③利便施設の適切な運営管理	・利便施設の適切な管理と利用促進				
	④宅地分譲事業の推進	・十市パークタウン分譲				
⑤新たな役割等の検討	・県施策に資する公社の役割とその可能性の検討					
3. 経営改善計画	健全経営の堅持					

【取組の目標・内容】

1. 組織・体制の見直し

業務に対応した組織・体制の整備

：主体となる県営住宅等の管理代行業務の効率化に取り組むとともに、管理業務の充実や新たな取組等に対応できるよう適正な組織・体制に整備する。

2. 事業運営改善計画

①県営住宅の管理代行業務の充実

：県営住宅において、高齢化等の地域課題への対応や自治会活動への支援など、入居者の豊かな暮らしの実現に向け管理代行業務の充実に取り組む。

②市町村営住宅の管理受託の推進

：入居者サービスの向上や行政のスリム化に資するため、市町村公営住宅の管理代行を推進する。また、公営住宅以外の市町村住宅の管理を受託できないか、まず現状や課題の分析に取り組む。

・県中西部自治体との協議を進め、H28の受託を目指す。

・市町村営住宅の管理受託推進のため、H27から全市町村の意向について再調査を実施する。

③利便施設の適切な運営管理

：公社の保有する横浜及び十市団地内のショッピングセンターを、団地内住民の利便施設として適切に管理を行うとともに、スポーツ施設や会議室等の賃貸施設の利用促進を図る。

④宅地分譲事業の推進

：(公社)高知県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会高知県本部との媒介に関する協定の活用や、公社及び市町村のホームページへの掲載により、引き続き販売促進に取り組む。

⑤新たな役割等の検討

：県の住宅施策の一翼を担う公的団体として、南海トラフ地震対策や空き家活用対策等、県施策に資する公社の新たな役割とその可能性について検討していく。

3. 経営改善計画

健全経営の堅持

：事業予算の適切な執行に努め、引き続き健全経営を堅持する。